

各都道府県警察の長  
庁内各局部課長 殿  
(参考送付先)  
各附属機関の長  
各地方機関の長

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(令和11年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和11年3月31日まで) |

警察庁丙組二発第9号、丙刑企発第38号  
丙人発第121号、丙会発第57号  
丙生企発第46号、丙交企発第51号  
丙備企発第46号、丙サ企発第58号  
令和7年5月22日  
警察庁刑事局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁交通局長  
警察庁警備局長  
警察庁サイバー警察局長

匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの実態解明及び捜査等を推進する  
新たな体制の構築について(通達)

匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策については、「匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の推進について(依命通達)」(令和6年8月5日付け警察庁乙刑発第6号ほか)により示達され、その実態解明・取締り等に関しては、「匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその実態解明・取締り等の推進について(通達)」(令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第17号ほか)及び「匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの指定及び戦略的取締り等の推進について(通達)」(令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第18号ほか)により、同グループに対し、警察の総力を挙げた戦略的な実態解明・取締り等を推進することとされている。

また、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」(令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定)が決定され、匿名・流動型犯罪グループの取締り及び実態解明に関し、全国警察が一体となって更に効果的な実態解明を推進し、同グループの首謀者等を検挙するため、体制の強化等を行うことが示されたところである。

このような情勢に鑑み、広域的に資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象(以下「取締りターゲット」という。)等への捜査を戦略的・集中的に行うため、同グループの活動実態も踏まえて、全国警察から捜査員を集めた取締りターゲットの捜査専従体制を警視庁に構築することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、具体的な運用要領等については、別に定める。